

窒素酸化物自動測定機の仕様書

1 機器及び納入条件

(1) 窒素酸化物自動測定機 一式

記録計及びキャスター付きの架台、標準ガス調製装置、標準ガスボンベに接続する減圧器を含む。

(2) 基準機種：機種については、環境省の「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様」に適合した次の製品（周辺機器を含む）のいずれかまたは同等以上の機能を有する機種とする。

窒素酸化物自動測定機

a) 株堀場製作所 APNA-3700R

b) 東亜ディーケーケー(株) GLN-354D 型

c) 紀本電子工業(株) NA-721

上記 3 種以外の機種については、過去の自治体への納入実績と「2 機器等の仕様」に記載された内容を満足することを証明する資料を、質問受付終了時まで提出のうえ、入札前までに発注者の承諾を得ること。

(3) 設置場所等

① 納入機器の設置場所

設置場所：小豆総合事務所測定局

小豆郡土庄町湊崎 2 0 7 9 - 5 北館 2 階

② 設置方法、条件

- ・設置後の保守が安全に行えるように設置することとし、安全性の確保について事前に県と協議すること。
- ・小豆総合事務所測定局に設置している窒素酸化物の標準ガスで校正を行うこと。
- ・測定機の信号線をテレメータ子局に接続し、測定値が正しくサーバーに送信されること。
- ・設置に係る現地調査を希望する場合には事前に担当者と日程を調整すること。
- ・設置に係る現地調査、機器の据付及び調整、保守の安全性確保等に係る経費は、すべて受注者の負担とすること。

(4) 受渡方法

設置場所で据付調整を行い、校正実施後にテレメーターシステムで測定値が表示されることを確認後に受け渡すこととする。なお、据付け調整及び校正の実施日については事前に担当者と日程を調整すること。

(5) 保証

検収後 1 年間を無償保証期間とすること。

(6) 疑義等

本仕様書に記載のない事項であっても、運用上または社会通念上必要な事項については、充足するものとする。

(7) 問合せ先

香川県環境保健研究センター 総務企画課 総務担当

香川県高松市朝日町 5 丁目 3 番 105 号

電話 0 8 7 - 8 2 5 - 0 4 0 0

2 機器等の仕様

窒素酸化物自動測定機の性能及び測定方法等については、環境省の「環境大気常時監視マニュアル第 6 版」、環境省の「環境大気自動測定機のテレメータ取り合いの共通仕様」及び「JIS B 7953 : 2004」に準拠することとし、次に定める仕様を満足するものとする。

(1) 個別仕様

- ア 測定原理が化学発光法であること。
- イ 「香川県大気汚染常時監視システム」のテレメータとの接続のため、LAN出力（イーサネットインターフェース搭載）の信号用端子を有すること。
- ウ 記録計は、ハイブリッド型（アナログ・デジタル両機能型）で、記録紙の紙送りの速度は25mm/hの設定ができること。
なお、ハイブリッド型は次の機能を有すること。
 - ・測定値を記録紙に連続的に打点し、その形状が鋸歯状になる（アナログ記録）。
 - ・1時間値等の数値を記録紙に印字する（デジタル記録）。
- エ 窒素酸化物自動測定機（記録計及びキャスター付きの架台を含む）は、次の大きさ及び重量とする。
幅：500mm以下、奥行き：650mm以下、高さ：1000mm以下、重量100kg以下
- オ 自動校正機能を有すること
- カ 停電の際には、復電後に自動的に測定再開ができ、復電後もカレンダー及びタイマーが初期化されないこと。
- キ 漏電時、落雷時等に回路及び他の機器への影響を防止する構造又は同等の機能（漏電ブレーカー等）を有すること。

3 付帯条件

- (1) 検収日から起算して1年分の交換が必要な部品（1年目の定期点検の部品並びに記録紙及びインクリボンを含む消耗品）を含むこと。
- (2) 窒素酸化物自動測定機と集合配管は、化学的に安定で強度があり、測定値に影響を与えない素材の配管で接続すること。
- (3) 受注者は、修理・精度点検が可能な技術担当者を配備し、故障時等に迅速に対応できること。
- (4) 接続方法等については、大気常時監視テレメータのリース事業者（環境計測㈱）に確認すること。
また、据付、調整及びテレメータへの接続等の工事は、機器及びその他の物件に損害を与えないように行うこと。損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに修理又は交換を行うこと。
- (5) 初期設定及び試運転に係る費用を含むこと。また、設置に際して発生した梱包材等の廃棄物は、受注者の負担にて適切に処理すること。
- (6) 当該機器の保守点検及び修繕に必要な技術的な情報の提供や部品の供給を行うこと。
- (7) 納入に当たっては、取扱い説明を行うこと。
- (8) 納入した測定機の明細を記載した書類（納品した部品、外寸図及び外部端子図等）を1部提出すること。
- (9) 納入した測定機の取扱説明書（日本語対応）を2部提出すること。
- (10) 現有品1台（GLN-354B(S) 東亜ディーケーケー（株））を引取ること。引き取りの具体的な日程については発注者と事前に協議すること。
- (11) 検収の際、設置作業完了報告書を1部提出すること。
- (12) 各種関係法令を遵守すること。

4 納入期限

令和7年3月25日（火）